

令和4年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和4年10月26日（水）
（豊岡市役所本庁舎大会議室）
午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 栗原安信委員

9番 井谷勝彦委員

日程第2 会期の決定 10月26日 1日間

日程第3 報告第13号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

日程第4 第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第6 第42号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第7 第43号議案 農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

日程第8 第44号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

日程第9 第45号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第10 第46号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

出席委員（17名）

1番 瀧下康徳

2番 森田 強

3番 平野 薫

4番 宮岡正則

6番 石橋重利

7番 栗原安信

8番 上坂 定

9番 井谷勝彦

10番 和田敏明

11番 中島 覚

12番 西沢泰裕

14番 高尾利美

15番 大谷 均

16番 仲川弘之

17番 原 清美

18番 村田 憲夫

19番 大原博幸

欠席委員（1名）

5番 平峰英子

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

事務局次長……………兼 井 伸 二

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主任……………北 村 亜 衣

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさんこんにちは。ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。

この秋になりまして急激に寒くなりました。私も夕べは石油ストーブを出しまして暖をとったところですが、体調が心配になろうかと思えます。今年の冬は雪がよく降るんじゃないかというふうな予報も出ているようですが、なんとか体調管理をしながら乗り切れたらなとこんなふうに思っているところです。

実は先日、県農業会議の会長事務局長会議がありました。これは来年に向けての県と国の方針という話があったんですけど、一つは人・農地に関する政策の見直しということで、これは何回も情報が出ていますのである程度ご承知かと思うんですけど、一つは人・農地プランです。人・農地プランが地域計画というふうに変えて全集落に作っていくということになりました。また、急に人・農地プランが変わったなという思いを持たれる方もあるかもしれませんが、そういうふうな資料ではなっていますので、人・農地プラン＝地域計画というふうにご理解いただいて推進していただけたらと思っています。想定どおり農業委員会としては、目標地図を作成するためのデータ、そういったものを提供するということになるわけですけど、その前に豊岡市として地域計画作成の基本方針というものを立てることになっているようでして、年内に基本方針を作成して、それに基づいて地域計画を作っていくと、こういうふうな作業になっていくようです。まだ、具体的にどういふ方針にするかというのは決まっておられませんけれども、そういった会議には農業委員会にも参画させていただいて、基本的なところを認識しながら進めていくことが必要のかなと思っております。

それから、農地法についても意見がありました。農地法、ご承知のように下限面積がなくなったというふうなことで、3条の扱いが問題になるんですけども、例えば、1アール農地を、豊岡の場合のように空き家を利用するというような制度が特別に組む場合は別として、通常の場合、1アール、2アールというような面積が3条であがってきたときに、本当に農業者なのか、ということが出てきます。40アールという下限面積でやっている時にはある程度農業をやるといふことになるんですけど、そこで3条の解釈として農業に従事していることという条件を付けて少ない面積でも認めようと、こういうふうなことになってくるようですので、実際にどうなってくるかということも分からないところもあるんですけども、そういう方向でいくようです。非農地判断についても、国は積極的に推進するよという方針のようですので、全国的に遊休農地が増えているという状況を

見ながら、そういった政策も整えられてくるんじゃないかなと感じがしております。我々の任期が過ぎてからということになるかもしれませんが、残っていただく方もあるかと思えますし、そういう状況も踏まえながら活動を推進していただけたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは挨拶を終わります、会議の進行をさせていただきます。座って進行させていただきます。

○議長（大原 博幸） 本日は多くの案件を抱えておりますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、5番 平峰委員。以上通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件11件、証明案件5件、届出書受理案件2件、協議案件3件、合計22件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

7番 栗原安信委員

9番 井谷勝彦委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第7回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第7回総会（定例会）は、本日10月26日の1日間と決定しました。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第13号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第40号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日の午前、14番 高尾委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。ただ今の事務局の説明のとおりです。特に補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 但東地域の現地調査の調査員を代表して、16番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 去る14日の午前、17番 原委員と16番私仲川と事務局2名で現地調査を行いました。説明のとおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第40号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、日高地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日、14番 高尾委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、16番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 去る10月14日、17番 原委員と16番私仲川と事務局2名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで補足することはありません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第42号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第42号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

日高地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日、14番 高尾委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、16番 仲川委員、お願いします。

○現地調査員（仲川 弘之） 去る10月14日、17番 原委員と16番私仲川と事務局2名で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで補足することはありませんが、山林の確認につきましては山の中で現地まで行けませんでしたので写真での確認としております。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第42号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第43号議案、農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第43号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日、14番 高尾委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで特に補足する事項はありません。以上

です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第44号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第44号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、日高地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日、14番 高尾委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。ただ今の事務局の説明のとおりで補足する事項はありません。

以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第44号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第45号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長 (大原 博幸) 日程第9、第45号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第45号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第46号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第46号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第46号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和4年度第7回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時15分閉会